

平成30年度 第1回
「江東区障害者計画等推進協議会」
議 事 録

1 日 時 平成30年8月8日（水） 午後1時30分～午後3時10分

2 場 所 江東区文化センター5階第6～8会議室

3 出席者

新田 收	野木村 一郎	高橋 久子	会田 久雄
平松 謙一	前田 元	鈴木 邦夫	槇 徳子
伊藤 真悟	山岸 了	高舘 麻貴	原田 博美
萩田 秋雄	作田 純一	須原 忠彦	伊藤 善彦
田村 満子	菅 佐智子	大内 草一郎	松風 幸二
加藤 友助	服部 亜寿佳	中山 利恵子	

(庁内計画推進委員会)

武田 正孝（福祉推進担当部長）	鈴木 亨（総務部長）
大塚 善彦（地域振興部長）	石川 直昭（福祉部長）
北村 淳子（保健所長）	伊東 直樹（こども未来部長）
長尾 潔（都市整備部長）	武越 信昭（教育委員会事務局次長）

(庁内計画推進委員会幹事会)

内藤 貴子（障害者支援課長）	炭谷 元章（企画課長）
大塚 尚史（防災課長）	市村 克典（スポーツ振興課長）
梅村 英明（福祉課長）	加川 彰（長寿応援課長）
伊藤 裕之（地域ケア推進課長）	川辺 雅司（介護保険課長）
西野 裕音（塩浜福祉園長）	綾部 吉行（健康推進課長）
尾本 光祥（保健予防課長）	堀田 誠（子育て支援課長）
加藤 章子（保育計画課長）	西谷 淳（保育課長）
浅田 宗（まちづくり推進課長）	鳥谷部 森夫（交通対策課長）
堀越 勉（学校支援課長）	

4 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委員委嘱
- (3) 区長挨拶
- (4) 江東区障害者計画等推進協議会設置要綱について
- (5) 会長及び副会長の選出・挨拶
- (6) 議事

議事1 江東区障害者計画・第5期江東区障害福祉計画・第1期江東区障害児福祉計画について

議事2 江東区障害者計画等推進協議会の活動について

議事3 江東区障害者計画及び第4期江東区障害福祉計画の実績報告について

議事4 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例について

5 資 料

資料1 江東区障害者計画等推進協議会設置要綱

資料2 江東区障害者計画・第5期江東区障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の概要

資料3 計画推進協議会の活動予定

資料4 江東区障害者計画の進捗状況

資料5 江東区障害福祉計画の実績報告

資料6 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例について（概要）

参考1 江東区障害者計画等推進協議会委員名簿

参考2 同 庁内委員・幹事名簿

6 傍 聴 1名

7 会議内容

〔 開 会 〕 午後 1 時 30 分

事務局より挨拶。

会長選出までの間、障害者支援課長が進行

議事録作成のため録音する旨説明

委員委嘱

江東区長より、一人ずつ直接委嘱状を交付

欠席者は、障害者支援課長から氏名のみ読み上げ

庁内計画推進委員会及び幹事会については、名簿確認

区長挨拶

江東区長より、協議会開催にあたっての挨拶

江東区障害者計画等推進協議会設置要綱について

【障害者支援課長】 引き続き、協議会を進めさせていただきたいと思います。

まず、本日の資料を確認させていただきます。事前に、会議の次第及び資料 2 から資料 6 までの 5 点をお送りしております。不足等がございましたら、お申し出いただければと思います。

また、本日お配りしたものとして、資料 1 の江東区障害者計画等推進協議会設置要綱、座席表、昨年度の本協議会において策定いたしました江東区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画となっております。冊子については閲覧用となっておりますので、恐れ入りますが、会議終了後には、机に置いたまま、お帰りいただければと思います。

資料に不足等がありましたら、お知らせください。また、事前にお送りした資料をお持ちでない方がいらっしゃいましたら、こちらに予備をご用意しておりますので、お申しつけください。

それでは、続きまして、本協議会の設置要綱について、ご説明いたします。恐れ入りますが、資料 1 の江東区障害者計画等推進協議会設置要綱をごらんください。

児童福祉法に基づく障害児福祉計画を新たに作成いたしましたことから、協議会の名称及び所掌事務について変更させていただいております。

まず第2条において、所掌事項として、江東区障害者計画・江東区障害福祉計画及び江東区障害児福祉計画の推進に関し必要な事項等と規定しております。

次に、第3条は組織について、第4条は任期について規定しております。なお、先ほど申し上げましたとおり、委員の皆様の任期は、平成33年3月末となっております。

以下、第5条は会長及び副会長について、第6条は運営について、第7条は部会の設置について、第8条は庁内計画推進委員会について、第9条は幹事会について、第10条は事務局について、それぞれ定めております。

甚だ簡単ではございますが、以上をもって、本要綱の説明とさせていただきます。

5 会長及び副会長の選出・挨拶

【障害者支援課長】 続きまして、先ほどご説明いたしました要綱の第5条に基づきまして、本協議会の会長と副会長の選出に移らせていただきます。

会長及び副会長は、委員の互選によることとされております。まず、会長についてでございますが、いかがでしょうか。

会田委員、お願いいたします。

【会田委員】 江東区手をつなぐ親の会の会田でございます。

私から、新田委員を推薦したいと思っております。よろしくお願いいたします。

【障害者支援課長】 ただいま新田委員を会長にとのご意見がございましたが、いかがでしょうか。

(拍 手)

【障害者支援課長】 それでは、ご異議がないようですので、本協議会の会長は、新田委員にお願いすることといたします。

次に、副会長の選出でございます。慣例により、副会長は、会長からのご指名により決定したいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【障害者支援課長】 ご異議がないようですので、新田会長から、どなたか、副会長のご指名をお願いいたします。

【新田会長】 では、副会長には、医師の野木村委員にお願いしたいと思います。

【障害者支援課長】 ただいま新田会長から、副会長には野木村委員ということで、ご指名をいただきました。皆様、よろしいでしょうか。

(拍 手)

【障害者支援課長】 ありがとうございます。ご異議がないようですので、副会長は、野木村委員にお願いすることといたします。

正副会長が決定いたしましたので、新田会長、野木村副会長には、お席の移動をお願いいたします。

(新田会長・野木村副会長、正副会長席へ移動)

【障害者支援課長】 それでは、新田会長と野木村副会長より、一言ご就任のご挨拶をいただきたいと思います。

では、新田会長からお願いいたします。

【新田会長】 ご推薦いただきまして、ありがとうございます。首都大学東京の新田でございます。

前回3年間も会長をさせていただきまして、引き続き、また3年ということで、緊張を持って務めさせていただきたいと思います。出がけに雑用がございまして、ちょっと遅れまして、大変申しわけありませんでした。今後、このようなことがないように気をつけます。

この会は、各団体、そして、各現場の専門の方々が一堂に会する場として、そして、行政の方と直接話ができ、調査を行い、推進していく場ですので、皆様のご意見が広く生かされますように、この会を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【障害者支援課長】 新田会長、ありがとうございます。

それでは、野木村副会長、お願いいたします。

【野木村副会長】 会長から推薦していただきました江東区医師会の野木村です。

よろしくお願いいたします。

僕は、前は2年、任期を務めさせていただきまして、今回から、また第2期目ということになります。2期目の終了は、オリンピックも終わっている平成33年ということで、目に見えるというか、区民がわかるような結果を今後の会には生かしていきたいなと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

【障害者支援課長】 野木村副会長、ありがとうございました。

それでは、この後の議事進行は、新田会長にお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願いいたします。

議 事

議事1 江東区障害者計画・第5期江東区障害福祉計画・第1期江東区障害児福祉計画について

【新田会長】 それでは、議事に従って、会議を進めさせていただきます。

まず、議事（1）江東区障害者計画・第5期江東区障害福祉計画・第1期江東区障害児福祉計画について、事務局より説明をお願いいたします。

【障害者支援課長】 それでは、議事（1）について、ご説明いたします。資料2と机上に置かせていただいております計画の冊子に基づいて説明をさせていただきます。

既にご承知のこともあるかと思いますが、新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

それでは、資料2をごらんください。記載ページ数は、計画における冊子のページとなっておりますので、参考にいただければと思います。

まず最初に、江東区障害者計画についてでございます。

障害者基本法の第11条に基づいて策定している江東区の障害者施策についての計画で、計画の期間は、平成30年度から35年度の6年間となっております。

次に、計画の基本理念ですが、まず、障害のある方も、ない方も、誰もが安心して暮らすことができる共生社会の実現。2つ目、障害のある人があらゆる活動に参加、参画し、責任を分かち合える障害者の自立支援。3つ目として、健康で豊かな生活を送ることができるように、生活の質の向上を図ること。この3つについて、基本理念として掲げております。

次に、基本目標ですが、基本理念を実現するための4つの基本目標を定めております。まず1つ目が、障害者が自己の意思決定に基づいて地域で生活していけるよう、保健医療サービスを充実し、地域で安心して暮らせる仕組みの確立を目指すこと。2つ目として、スポーツ・芸術・文化活動など、地域における多様な活動を広げて、障害者の社会参加・参画を推進すること。3つ目は、障害のある人も、ない人も、ともに生き、ともに支え合う地域社会の構築。4つ目は、医療的ケアが必要な子供への対応や発達障害への支援など、配慮を必要とする子供の支援体制の充実に掲げております。

資料を1枚おめくりください。こちらには、基本理念、基本目標を受けて、9つの施策の柱を定めております。また、それぞれの柱ごとに、具体的な施策を実施しております。それでは、具体的な施策について、ご説明いたします。

まず1つ目、相談・情報提供体制の充実とコミュニケーションの支援における具体的な施策でございますが、1つ目としては、相談支援及び権利擁護体制の充実、2つ目に、情報バリアフリー化の推進、3つ目に、コミュニケーション支援の充実が挙げられます。さらにそれを受けての、具体的な事業になりますが、時間の都合上、主な事業につきまして、ご説明をさせていただければと思います。

まず、相談支援及び権利擁護体制の充実につきましては、身体障害者相談員や知的障害者相談員など、地域における相談支援体制の充実に係る事業でございます。障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、権利擁護体制の充実を図る成年後見制度利用支援事業などとなっております。

次に、情報バリアフリー化の推進、コミュニケーション支援の充実の施策につきましては、視覚に障害のある方への点字や音訳の支援、聴覚に障害のある方につきましては、手話通訳者や要約筆記者の派遣などがございます。

2つ目、自立生活の支援につきましては、7つの施策を掲げております。ここでは、障害者総合支援法に位置づけられました訪問系サービス、居宅介護ですとか重度訪問介護、重度障害者等包括支援、同行援護、行動援護などの事業のほか、生活介護ですとか療養介護などの日中活動、また、共同生活援助などの居住系サービスに関する事業を実施しております。なお、平成30年度からは、居住サポート支援事業を開始しておりまして、入居支援ですとか定着支援を実施しております。また、移動支援につきましては、平成30年度から、対象者の拡大ですとか基準時間の拡

充により、充実を図ったところでございます。新たな地域生活支援拠点の整備につきましては、平成31年度に設計着手予定の多機能型入所施設整備を踏まえまして、検討していきます。

次に、健康を守る保健・医療の充実でございます。障害の原因となる疾病等の予防ですとか、障害の早期発見、早期対応など、保健サービスの充実を図ってまいります。また、医療費の助成などによって、負担の軽減を図っていきます。

次に、4番、ユニバーサルデザインの視点による生活環境の改善でございます。こちらは小学校での出前講座などを実施しております。ユニバーサルデザイン推進事業ですとか、道路改修事業による段差の解消事業など、ソフト面、ハード面、両面でのやさしいまちづくりに取り組んでいるものでございます。

次に、雇用・就労の拡大でございます。区内の障害者通所施設による自主生産品等常設販売コーナーの運営支援ですとか、庁内実習事業など、区の独自の取り組みを展開しているところでございます。また、就労後の課題に対応するため、就労定着支援事業を新たに展開しております。

次に、6番、地域活動の支援でございますが、学校教育修了後の軽度知的障害者を対象に、余暇活動に必要な一般教養などを見つけるためのエンジョイクラブの運営ですとか、スポーツ推進課における体験の機会の創出など、文化・芸術・スポーツなどの活動への参加促進を図っております。

次に、7番、区民の理解と共感の醸成についてでございます。障害者差別解消法の周知・啓発ですとか家庭教育学級事業など、福祉の心を醸成し、福祉活動を活発にするため、学校教育、障害学習の場でも福祉教育を推進いたします。障害者が地域に居ること、支援施設が地域にあることを再度認識していただくことも、障害を地域で受け入れて、全ての人が地域で安心して生活を送るためには大切であると認識していることから、東京2020大会を契機として、さらなる取り組みの強化に取り組んでいきたいと考えております。

1枚おめくりいただきまして、4ページでございます。

8番、安全・安心な地域生活環境の整備についてでございます。避難行動要支援者名簿の作成や防犯対策情報、災害情報等をメールで配信するこうとう安全安心メールなどの取り組みを行っております。

次に9番、配慮を必要とする子供のための教育・療育等の充実についてござい

ます。乳幼児ですとか就学前の児童に対しては、保健相談所を中心に実施されている各種の健診ですとか相談の充実によって、早期からの支援を進めてまいります。また、児童発達支援の充実や子供の療育・保育・教育にかかわる施設と保健・医療にかかわる施設との連携を図り、教育等の充実につなげてまいります。さらには、特別支援教育体制の充実や放課後の療育の場の充実も図っていく必要があると考えております。

次の6番、計画の推進に向けてでございます。行政等の体制の整備、団体や協議会との連携強化、協議会において、進行管理や点検・評価を行っていくことで、計画を着実に推進してまいります。

続きまして、次の5ページでございます。

第5期江東区障害福祉計画についてであります。こちらは、障害者総合支援法第88条に基づいて策定する計画となっております。成果目標につきましては4つ掲げておりまして、福祉施設入所者の地域生活への移行、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置を目標としております精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築、それから、長期計画に掲げられております多機能型入所施設を踏まえた地域生活拠点の整備、そして、福祉施設から一般就労への移行等となっております。この目標の達成に向けまして、各種サービスの見込み量を定めたものとなっております。基本的には、国によって示された項目について見込み量を設定しているものとなっております。具体的には、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援について設定しております。

また、5番の地域生活支援事業につきましては、区市町村の創意工夫によって柔軟に実施できる事業でありまして、ごらんのように、11項目で見込み量を設定しております。6ページから7ページにかけてでございます。

続きまして、8ページでございますが、第1期江東区障害児福祉計画でございます。

こちらは児童福祉法の一部改正によって、新たに作成した計画となっております。成果目標としましては、1つ目は、児童発達支援センターの設置、2つ目は、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、3つ目は、重症心身障害児を支援する事業所確保、4つ目は、保健医療等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置となっております。本区におきましては、既に施設面での目標は達成しておるところで

ございますが、そのときの状況に応じて、今後も検討していくこととしております。協議の場の設置につきましては、既に保健所等と連携しまして、会議を設置して、第1回目の会議を7月30日に実施しておるところでございます。

以上で説明を終了いたします。

【新田会長】 ありがとうございます。

事務局から説明していただきましたが、ここままで、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手をお願いいたします。

はい、お願いします。

【平松委員】 おあしす福社会の平松と申しますが、これから3年間、次の計画をつくっていくための最初なので、あんまり細かいことではなくて、全般的にわたって幾つかありますが、よろしいでしょうか。

【新田会長】 はい、お願いいたします。

【平松委員】 1つは、全体を通して、国で共生社会の実現というようなことを打ち出し「我が事・丸ごと」というスローガンで、地域生活圏の中で、地域住民とか、地域のいろいろな団体の方たちに参加してもらって、障害を持った人に、一方だけではなくて、お互いがいろいろな形で支え合う地域づくりをしていこうということが打ち出されているわけです。

そうすると、どういうふう to それをつくっていくかということを考えなければいけない。そして、地域生活圏単位で考えていく必要があると思っています。そうすると、この協議会で、3年間、議論するだけでは不十分であろうというのがあります。それから、地域ぐるみということを考えますと、もちろん、行政には行政の役割をきちんと果たしていただきたいとは思っておるわけですが、そこにお任せする、そこで計画をつくって、それでやりましょうというようなやり方でうまくいくわけではないと率直に思っております。つまり、つくる段階から、いかに地域のいろいろな方々に参加してもらっていくかということを同時にやりながらつくっていく必要があるのではないか。私は、第1期から十何年、この協議会にずっと出ておりますが、アンケート調査を実施するなど、やっていたいているわけですが、それについて、若干の質問とか注文をつけて終わりというような協議会のあり方自体に、率直に疑問を持っています。協議会がもっと主体的に、いろいろなことを積極的に議論する必要があるのではないかと思っています。これは全般的なことです。

そういう点から、細かいことを除きまして、重要な点だけ何点か。

地域生活拠点等の整備について、先ほどのご報告で、区としては、多機能型入所施設、これは当然、必要である。ただし、1カ所の多機能型包括施設で、江東区内のあらゆる障害を持った方々のいろいろな支援ができるわけではないということです。とはいえ、そういうものを幾つもつくれということは難しいだろう。もう一つ中心になる基幹相談支援センターというのも、とりあえず1カ所つくりましょうということになったはずですけども、まだ、めどが立っていない。これも1カ所で足りるわけではないということですね。前課長は、とりあえず1カ所つくって、それからさらに2つ目、3つ目というお話で、それはそれでいいけれども、もう一方で、それを支える地域づくりと一緒にやっていかないとだめではないかなということです。そのことが、計画の中であんまり具体的になっていない。これは第1期の計画から第5期の計画まで、一貫してそうです。いろいろな形でご意見も申し上げてきたけれども、基本はほとんど変わっていません。その辺はこれでよろしいのかという率直な疑問を持っております。これが1つ。

それから、ユニバーサルデザインについて、これも前に質問させていただきましたが、私は精神障害者対象の法人の代表でもありますし、精神科医でもありますので、精神障害福祉に35年間ずっとかかわっております。これまで、まちづくり推進課がいろいろやられているのは承知しておりますけど、精神障害対象はほとんどない状況です。そのことについて前にも申し上げたけれども、精神障害に対する理解は、まだまだです。私、いろいろなところに呼ばれて、精神障害のお話をさせていただいております。ボランティアの方、傾聴の会の方、まちづくり、共生社会をみんなでつくろうとおっしゃって積極的に活動している方々にとっても、「精神障害の人たちはよくわからないとか、どう接したらいいのかよくわからない」という声をいまだにお伺いしております。私どもは、35年間、可能な形で、地域の方たちにいろいろ啓蒙活動をやっております。今も夏休みの子供教室といって、創作を地域活動支援センターでやっておりますが、教えているのは、みんな精神障害の当事者です。だけど、子供たちは、先生、先生と言って接してくれる。そういう活動も十数年来やっています。別に、おあしすがやっていることを宣伝するつもりではないのですが、もっと行政と一緒に、そういうことを積極的にやれないのかということとは、前にも申し上げてきています。当事者が、大学の心理学の講義とか精神

医学の講義に出かけていって話をするというのは、これまでも何度もやっております。近くの中学校の実習も受けております。そういうことをもっとほかのところもいろいろできると思うので、ぜひ一緒にやりたいなと思っています。その辺をやっ
ていかないと、精神障害は取り残されてしまいますよねということです。

それから、区民の理解と共感も大変大事だけど、今やっているような形で十分だ
とは、とても思えないです。つまり、江東区の50万の区民を対象にしてどうやっ
ていくかということ、地域単位でやっていく必要があるだろうと。それを具体的にど
ういうふうに進めていくかということを計画の中に具体化していかないと、スロー
ガンは、毎年ずっと同じように挙げられているけれども、実態としてはあまり進ま
ないと率直に思っております。

細かい点はまだまだたくさんありますが、それはまた個別にということで、これから
始まるということで、5期までの計画も踏まえて、そういう点をもう少し検討でき
るような形を、この協議会としても、もっと違った形で積極的に、地域のいろい
ろな方々、団体の意見も吸い上げるなど、計画をつくる段階から必要なのではない
かということで、今後の進め方についての注文も含めまして、いかがでしょうかと
いうことです。

【新田会長】 この会がもっと主体的にということが、まず、第一にある。それ
につきましては、皆様、参加して、ご意見を出していただいて、より主体的になる
ようにということが1つはあると思いますが、あと幾つか具体的なところがあって、
多機能型入所施設から基幹相談支援センターについて、何かコメントがありました
ら。いかがでしょうか。

【障害者支援課長】 まず、多機能型入所施設につきましては、区としましては、
平成31年度、設計着手を目標として、こちらに向けて取り組みを進めていきたい
というところがございます。平松委員がおっしゃいますように、多機能型入所施設
1つだけではだめで、様々な障害特性の方、また、地域に移行できる方、障害の重
い方、たくさんいらっしゃいます。その中で、江東区全体としてどういうふうに施
策を進めていくかということにつきましては、多機能型入所施設だけではなくて、
おっしゃるような基幹相談支援センターですとか、あと、グループホームをもっと
つくったほうがとか、お子さんについては児童発達支援センターですとか、たく
さんの課題があると思います。それらにつきまして、江東区として全体的にどうする

かということ、今後も引き続き検討していかなければならないですし、基幹相談支援センターにつきましては、区の内部でもいろいろ検討してまいりましたし、ご意見もちょうだいしてきたところでございますが、場所の問題ですとか、センターと区の役割分担ですとか、まだ課題があるということで、平成30年度予算の計上については見送らせていただいているところではありますけれども、江東区の障害者施策全体の計画としては、必ずつくっていかなくてはならないと考えておりますので、引き続き、検討を進めてまいりたいと思います。やはり、地域における相談機能の充実というのは非常に大切な問題だと認識しておりますので、そちらにつきましても、あわせて、引き続きお知恵をいただきながら、全体的に検討を進めさせていただければと思っております。

また、共生社会、地域の団体の方とも地域ぐるみで考えていかなければならないというご意見につきましては、まさにごもっともでありまして、行政だけでできることというのは限りがあると思います。住民、区民皆様のご意見ですとかお知恵、ご協力もいただきながら、共生社会というのはつくっていかねばならないものだと思います。江東区としましては、やはり東京2020大会がやってくるというのは大きな契機だと考えておりまして、パラリンピックのアートに関する計画ですとか、例えば、障害のある方も、ない方も、そういったことは一緒にやっていこうといった企画等も考えてまいりたいと思いますので、方向性としては、もちろん、おっしゃる地域ぐるみでやっていくにはどうしたらいいかということも区としても考えてまいりたいと思っております。区民の方への理解ということも進んでいくかというところが課題でありますので、そういったことにつきましても、貴重なご意見として受けとめさせていただきますので、ぜひ、今後とも皆様と連携させていただきながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

【新田会長】 ありがとうございます。

この点につきましては、すぐに解決する問題ではないと思うんですけれども、パラリンピックが来ると、今、以前よりずっと注目が上がっている時期で、これが一過性にならないようにという区長からのお話もありましたが、この機会に、できる限り推進していきたいということを、この会議からも発信していくようなことができればと思っております。ということでよろしいでしょうか。

【平松委員】 ちょっといいですか。

【新田会長】 もう一つ、はい、どうぞ。

【平松委員】 私が一番お伝えしたかったのは、区に予算の限りがありますよね。あれもつくれ、これもつくれ、1つでは足りない、幾つもつくれ、できれば、それにこしたことはないわけですね。でも、そう簡単にはいかないですよ。財源の問題がありますし、何でもかんでも区に、何をやってくれ、何をつくってくれというようなやり方でいいとも思っていないわけですね。

とするとどうしたらいいかというと、実際に、江東区民、区内のいろいろな事業者、企業でもいい。いろいろな方の力をどうやって結集するか。それは、「我が事・丸ごと」もそうですけれども、障害に限っていないんですよ。障害者のことだけではなくて、例えば、高齢者であったり、母子家庭であったり、全ての人がそこに含まれる。その中で、みんなで支え合おうと、これをやらないとできないのではないかと考えているんです。それをいかにつくっていくか、吸い上げていくかですね。そうすると、こういうところに集まってやるというのではなくて、生活圏の中で、そういうのを一つ一つつくっていくことが必要で、我々は独自に、ほんとに微力ながらやってはいますけれども、それは非常に限られた地域だけのことです。全体としてそういうことをどうやっていくかということが大事なのではないかなということが1つでございます。

1つだけ、さっきお答えしていただけない、まちづくり推進課について、ユニバーサルデザインについて、精神障害についていかがでしょうかということについては、ぜひお答えをいただきたいんですが。

【新田会長】 その点、いかがでしょうか。はい、お願いします。

【まちづくり推進課長】 まちづくり推進課長の浅田でございます。

確かに今、ユニバーサルデザインのまちづくりワークショップというのをやっていまして、これは別にクローズドでやっているものではなくて、オープンでやっているんですけど、確かに、お声のかけ方に、私ども、少し不備があったかなというところがございます。今年度については既に始まっておりますので、途中の参加とするか、来年度からにするかはこれからになってきますが、貴重なご意見、前向きに捉えたいと思っております。

【平松委員】 よろしく申し上げます。

【新田会長】 よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

はい。

【服部委員】 区民委員の服部と申します。よろしくお願いいたします。

子供が障害児です。その視点から思ったことを言いたいと思うんですけど、今、療育センターが2カ所あって、現状維持と書いてあるんですけど、これから、きれいにするとか、建て直すという計画はないのでしょうか。私、5年前に名古屋から引っ越してきたんですけど、療育センターの狭さと暗さに驚きました。私は中央ではなく北部というところに通っていたんですが、名古屋の療育センターは、広い園庭もあり、温水プールもついていて、小児科も設置されていたので、何かあったときに、先生に相談することができました。中央療育センターでは、アロマや、いろいろな光など、親子がリラックスするような部屋もありました。江東区の療育センターは、福祉センターの一部の狭い部分です、今、スポーツセンターとか文化センターなどはきれいになっていくのにもかかわらず、5年たっても、療育センターが何も変わっていないことに、本当にびっくりしています。改修計画というのはないのでしょうか。幼稚園に行かずに療育センターだけで終わっていく子供たちもいます。その子供たちにいい環境をつくってほしいと思っています。

【新田会長】 では、この点について、事務局から、いかがでしょうか。

【障害者支援課長】 施設が古いとか狭いといったことは、療育センターだけではなくて、江東区の障害の施設に関して、いろいろご意見をいただくところでございます。おっしゃるように、施設や設備が古くて、いろいろ行き届かないということに対しては、大変申しわけなく思っております。例えば、耐震の工事ですとか、江東区の中の施設を優先しなければ、耐震構造はやらなければいけないですし、施設ごとに順序立てて、優先順位の中で改修ですとかを進めてまいりますので、すぐに対応できないことについては、本当に申しわけないと思います。ただ、子供発達支援センターの療育の内容に関しては、すごく熱心に取り組んでいただいていると思っております。だから、設備が古くてもいいということではないですけれども、できることは推進してまいりますので、ご理解とご協力をいただければと思います。

【新田会長】 よろしいでしょうか。

【服部委員】 もう幾つか、いいですか。

【新田会長】 はい。

【服部委員】 今年の4月に相談支援が増えるということですが、ほかの区の相談支援の方は、みんな対面で、きちんと面接してやっていますが、江東区の場合は電話で終わってしまう。誰が相談支援員かと言われるとわからないし、急に困ったときも、誰に相談していいのかがわからないのが今の状況なので、早く相談支援を増やして、きちんと対面で状況を把握してくれるようにしてほしいなと思っています。

【新田会長】 その点、いかがでしょうか。

【障害者支援課長】 相談支援につきましても、まだまだ人が足りていないというか、相談支援をしたいという方々に対して、それを個別に対応していくというのが、なかなか難しい状況にございます。もちろん、対面のほうがいいとか、当然、そういったご意見はあると思いますけれども、できる限りのことをやりながら充実していかなければいけないとは考えております。引き続き、支援体制が充実するように検討は進めてまいりますので、ご理解をいただければと思います。

【新田会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。では、もう一つ。はい、どうぞ。

【服部委員】 先ほどの共生社会のお話ですけど、私は、子供のときから共生社会というのは大切だと思っています。今、就学相談がありますが、相談というより、判定になってしまっていて、障害がある子は支援学校ということがすごく強くて、判定を覆そうとすると、とても冷たい態度をされて、泣いている親を何人も見えます。健常児はどんな子でも近くの学校に通えるのに、障害児は差別されて、区の学校に来ないでと言われているような感じで、みんな、すごくつらい思いをしていますので、就学相談もちょっと見直していただきたいと、思っています。私は、誰でも近くの学校に通って、地域で育っていくのが、共生社会への一歩だと思っています。子供のころから障害のある子に慣れていないと、大人になって、いきなり助けてといっても、障害のある子とあんまり会ったことがないからわからないという人がいっぱいいると思います。共生社会に向けて、子供のころから地域の学校に行けるように対策を考えていただきたいと思います。私の子供は支援学級に通っていますが、支援学校判定だったので、学校に入るときの条件として、親が付き添うというのが条件でした。何年たっても、付き添ってくださいというのはよく言われます。年々、支援学校判定で支援級の子が増えていますので、親もどんどん増えてい

ます。自立に向けていくのに、親がずっと付き添うのもどうなのかなと思いますし、やっぱり子供同士で触れ合っほしいのに、親とずっと一緒というのもどうなのかなというのも疑問に思っています。東京都は支援学級と普通学級が分かれています。私が子供のころは、障害のある子も同じクラスにいたので、それが普通で、クラスメイトと思っていたので、分けられている学校に、ちょっとびっくりしました。今、インクルーシブ教育というのが増えているので、調べてみたところ、大阪市がすごくインクルーシブ教育に取り組んでいて、「共に学び、共に育ち、共に生きる」というのをテーマに、地域の学校に相談をして、支援学校に行きたい人はそこで申し出る、基本、地域の学校で学びましょうという取り組みをしているそうです。東京都がそうではないからできないというのものもあるかもしれませんが、独自でできるなら、江東区もインクルーシブ教育を入れていってほしいなと思っています。

【新田会長】 江東区も児童数がどんどん増えているので、その辺、非常に重要な問題だと思いますし、インクルーシブに関しては、流れとしては、今後、日本中、全地域で取り組まなくてはいけない課題だと思いますが、それにつきまして、江東区から何かご意見ありますでしょうか。

【学校支援課長】 学校支援課長です。

江東区の就学相談ですけれども、就学相談をいただいた時点で、医師または学校関係者、心理士から成る就学相談委員会というところで、お子様の行動観察等をさせていただいて、まず、判断をさせていただいております。決定については、保護者の方と十分な情報交換をさせていただいて、最終的には、保護者の方のご意向を重視する形で決めていただいているということです。通常学級の中で、障害を克服しながら勉強を頑張っていきたいという場合には、学習支援員がついたり、あるいは障害に合わせて介助員をつけるなど、通常の学校で学ぶための人的支援もつけさせていただいているところです。また、今、副籍制度といいまして、特別支援学校に在籍しながら、通常学校の一部の授業を受けたり、行事等に参加したりという制度も整っておりますので、判定ということではなくて、判断をさせていただいた上で、保護者の皆様とともに決めさせていただくという方向に進んでおりますので、ご理解いただければと思います。

【新田会長】 いかがでしょうか。はい。

【服部委員】 お答えいただきまして、ありがとうございます。学校を決めるの

は何月というのが決まっていなくて、判断されて、違うほうになると、3月末まで待たされることもよくあります。健常児は12月に決まっていて、年明けには、みんな、4月から学校に通うことをとても楽しみにしているのに、障害児は3月末までなかなか決めてもらえないこともよくあるので、そこはちょっと考えていただきたいなと思います。障害がある子は心の準備がすごく大切なのに、あと1週間で学校が始まるよという心の準備、あと、物を買うのにも、あと1週間で全部そろえなければという大変な状況に障害児の親だけが追い込まれるのはよくないと思うので、大変とは思いますが、できれば年内に終わるように考えてほしいですし、2月にあるので、それまでに決まっていなかったのも、私が学校の説明にも参加できませんという話をしましたら、学校の説明会は、学校が決まっていなくても出ていいですよと言われたんですけど、行くかわからない学校に出るのもどうなのかというのもありましたので、せめて学校の説明会までには結果が出て、安心できる環境をつくってほしいなと思います。

【新田会長】 ありがとうございます。何か、それについて回答、ご意見。

【学校支援課長】 就学相談については、実は前年の1学期の時点から申し込みをいただいていた、そのたびごとに就学支援委員会を開いた上で、結果を保護者の方とご相談するというシステムをとっていますので、お申し込みの早い場合は、早く判断結果を出させていただいているところで、今お話しいただいた状況も考えますと、学期が迫ってきたというところで、こちらのアプローチの部分で大変心配をおかけしたということですので、なるべく早目にご相談いただいて、早い段階から、就学先についてご判断いただくというようなことは呼びかけてまいりたいと思います。今お話しいただいたところで、こちらとの相談の中で、大変お急ぎになったということですので、改めて、個別、具体にはお話し申し上げたいなと考えているところです。

【新田会長】 ありがとうございます。実際、そのような意見もあるということを確認して、今後、進めていただきたいと思います。

それでは、先ほど手を挙げられた方、いいですか、先。今のことに關してですか。

【平松委員】 はい。

【新田会長】 はい。

【平松委員】 今の服部委員のご指摘というのは、非常に重要な問題だと思って

いるんですね。少なくとも、障害者差別解消法では、行政とか、いろいろなサービスのアクセスについても、障害があることによって、それが実際に難しいとか、おくれるということ自体が差別であるとなっているはずですよ。つまり、障害のある、なし、障害児であれ、健常児であることによって、公的なサービスを受けることにおいて、そこに違いがあってはいけないというのが障害者差別解消法の原則だと思うんですね。それにかかわる問題だと思うので、やっぱり、その辺の認識は改めてしっかり改善する必要があるのではないかなと聞いていて率直に思いました。

【新田会長】　そうですね。もし、具体的に対応が遅れていたということがあれば、そこは対応を考えていただいたほうがいいと思いますが、この点につきまして、ほかにご意見がある方がいらっしゃれば。はい。

【加藤委員】　区民委員の加藤です。

うちも障害のある子供がいて、ちょうど来年度から小学校に上がるので、服部さんと同じように就学支援を進めてはいるものの、これがすごく難しい問題で、就学相談をさせていただきたいと思うのですが、早い者勝ちなんですね。何月何日何時から、電話でお問い合わせくださいという方法です。まず、保護者間で、その日の何時から電話しなければいけないという情報共有があつて、僕と妻の2人で電話を持って、何時にかけて、つながった、つながらないと。数時間たつとつながるんですけども、一番手で予約できた人と予約の日時が数カ月ずれるのです。相談というのは、1回で終わるものではなくて。3回ぐらいはすると思うのですが、受け皿となるところが足りていないなと感じていて、そういう現状があるというのは、皆さんにもわかっておいていただきたいなと思います。

【新田会長】　ありがとうございます。具体的に相談の対応が追いついていないというような現状なのでしょうかね。

【加藤委員】　そうですね。

【新田会長】　それに関して、区から何かご意見はございますでしょうか。

【学校支援課長】　ありがとうございます。まさにおっしゃるとおり、まず、就学相談の受付解禁日というのを決めさせていただいております。その日は、朝からずっと電話が鳴りっぱなしの状況です。就学相談員4名体制で受けておりますが、受け付けをして、予約をさせていただいているところです。解禁日からは、ずっと予約を受けさせていただいているところですので、そういった意味で、今ご指摘い

ただいたように、電話がつながらない中で予約が埋まっていくという部分はありません。あと、就学相談の性質上、何度か相談をさせていただいているとか、あとは医師であるとか、心理士であるとか、チームを組んで相談させていただいている部分もあり、非常に時間がかかるという意味で、たくさん予約を受けられないということがございます。そういった面で、窓口的な部分であるとか、就学相談の1回の人数等については、改善を図るべく、努力してまいりたいと考えているところです。

【新田会長】 ありがとうございます。現状としてそういう問題があるということ認識して、今後、解決に向けていただきたいと思います。よろしいでしょうか。はい。

【服部委員】 就学相談で、団体面接、個人面接、テスト、障害児だけやるのは、私は何となく差別な気がしてしまうのです。でも、それが当たり前というか、東京都はそうなっているため、江東区教育委員会ではどうにもできないかもしれませんが、皆さんも考えていただきたいと思います。テストのときに、資料を取り寄せたら、不合格という言葉が4回も使われていて、小学校の義務教育に入るのに、不合格ってあるのかなと、誰でも入れるのではないかと、すごく疑問に思いまして、「不合格という言葉はどうなのですか」と聞いたら、そんな指摘は今まで受けたことなかったですと言われました。親としては、義務教育も不合格と言われてしまうのが、ものすごくショックでした。

【新田会長】 よろしいですか。

ありがとうございます。本質的な大きな問題だと思いますけれども、区だけの問題でいいのかという感じもいたしますが、区としても、そういう問題があるということ認識して、解決に向けていただけたらと思います。

それでは、ほかにも手が挙がっていたので、よろしいですか。

【中山委員】 すいません。お話を変えさせていただきます。福祉計画を策定していく段階で、障害者差別解消法が施行され、数年たち、合理的配慮のことも考え、地域で生活するという、全部を考えたときに、日常生活用具、補装具についての内容の見直し、検討をしていただきたいと思いますと思っております。減らすのではなく、規定です。私は、ほかの障害のことはわからないので今は触れませんが、視覚障害に関して、誰がその用具を使うのかということを考えていただき、日常生活用具、補装具を交付、提供していただきたい。

具体的に申し上げますと、視覚障害で言えば、音声の体重計が欲しいと申し出たときに、家族の中に見える者がいると出さないという、よくわからない規定があります。では、見える皆さんは、体重をはかって、家族に見てもらうのかということですね。もっと言えば、子供の体重をはかりたい全盲のお母さんやお父さんがいても、子供が見えたら、そこで出してもらえない。この考え方はまず改めていただくという形で、他区でも、本人に給付すると変わってきているので、もう大分変わってきていると思うんですが、その意識をはっきりさせて、誰に交付するのか、体温計は変わって個人的になったんですけど、家族がどうのこうのだから体重計は出しませんみたいなことはないように、もう一度、見直していただきたい。それから、新しい道具も出てきているので、その辺の支援機器を見直していただきたいなと思っているのが1つ。

それから、オリ・パラに関してですけれども、先ほど区長から、車椅子のボランティアの方がいたというお話がありましたが、2020に対して、特にパラリンピックのボランティアに行きたいという人を、もし江東区で養成するようなことがあれば、できれば、出る前に、その方たちにレクチャーぐらいできたらいいなと思います。障害者に会ったことがない方が障害者のボランティアをするというのは、ボランティアをするほうも大変でしょうし、されるほうも大変だと思いますので、2020に当たって、地元の江東区はレクチャーしましたよみたいな、レクチャーを受けるとスキルアップしたボランティアですみたいな、具体的にはわかりませんが、何かいいことがあったらいいのではないかなと。今やってくださいということではなくて、希望として、どうでしょうかという提言です。

それからもう一つ、障害者の就労に関してですが、いろいろな障害の人が就労できたら、あるいは、いろいろな障害の方が何かの形でかかわれたらいいと思います。今日も、るーくるさんから買いましたということで、優先調達とかがあったようですね。けれども、ほかの障害の方たちの仕事場を確保できるといいと思っております。具体的にどういうことができるかということはまだ言えませんが、例えば視覚障害であれば、大分人数は少なくなってきたとはいえ、あんま、指圧、マッサージ、はり、きゅう師の資格を持っている人がたくさんおります。ですが、開業するときに、資金がなく、現実には開業できず、仕事ができない人たちがおりますので、その職の場として、例えば、区の中にマッサージルームを設けるとか、そういうこ

とによって、視覚障害の人が働く場所が増えたらいいなど。現実には、新宿、中野、杉並ではいろいろなことをしておりますので、今後、そういうことも考えていっていただけるといいなと思っております。

それから、この委員会ですけれども、いつもこういう形で、区と私たちとのセッションで終わってしまいます。どこかで、委員同士の情報交換、今もお話を伺っていて、いや、ここはこうだと思ふよとか、ああだと思ふよと、皆さんの中でもあると思うので、ざっくばらんな情報交換みたいな形の会を、3年の間に1回ぐらい企画していただいてもいいのではないかなと思います。そういうことができないか、全て希望です。今、お答えをいただくつもりはありませんので、認識していただければと思います。

以上です。

【新田会長】 ありがとうございます。では、ご意見として伺いましたが、区から、これに対するご意見があれば。

【障害者支援課長】 たくさんのご意見、ありがとうございます。はり、きゅうの方が区の中でマッサージルームといったアイデアですとか、日具の関係の見直しとか、貴重なご意見だと思いますので、検討させていただければと思います。他区の状況なども鑑みまして、研究していきたいと考えております。

また、オリンピック・パラリンピックのボランティアにつきましても、貴重なご意見だと思うんですけれども、大会ボランティアであれば、オリンピック・パラリンピック組織委員会で募集をかける。また、都市ボランティアは東京都で募集をかけることになっておりまして、江東区の中で何ができるかというのは、今後、考えていかなければいけないなという中で、貴重なご意見として研究をさせていただければと考えております。今後とも、そういったご意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【新田会長】 よろしいでしょうか。

【中山委員】 はい。

【新田会長】 それでは、遅くなってしまうてすいません。

【菅委員】 ハローワーク木場の障害者就労支援を担当しております統括の菅と申します。本日はありがとうございます。

江東区の就労支援の皆様におかれましては、日ごろから、ハローワークの就業あ

っせんにつきまして、多大なるご協力とご理解を賜り、ありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

この中で、福祉計画の5ページに、福祉施設から一般就労への移行等というのがあります。前年度の実績が80人ということで、今回の計画でもそれと同様に目標を設定しますとありますけれども、私どもハローワークをご利用になる障害のある方、精神障害の方が年々増えておりまして、現在、6割、7割が精神障害の方です。そうした場合に、いきなり面接して就職できるかというと、それが難しくて、見学をされたり、実習していただいたりということを経て、何回もそういう体験を積んで就職に結びつくということになります。こういう人数だけを見ますと、80人なんだとか、福祉施設からの移行就労は27人なんだということですが、そこに結びつくまでに、何度も支援を経て、ようやく就職するのがこの数なんですね。区の支援体制につきまして、お客様から、区に相談に行っても個室ではない。相談する場所にパーテーションもない。一般の区役所の相談窓口で、ほかの人に聞こえてしまう状況で相談するのがとても苦痛ですというお声もいただいております。ハローワークから、就労支援、例えば実習の同行などをお願いしたときも、職員の方は一生懸命されていらっしゃるけど、とても大変なことはよくわかります。ただ、やっぱり人数的に限りがあるので、なかなか同行も難しいというお話を聞きます。そうすると、では、その方が実習するときとか見学したいときに、どこに相談したらいいかというと、やっぱり、まずは住んでいる江東区に相談して、支援センターでどう対応していただけるかというのが第1段階だと思いますし、その体制が整っていないと、なかなか就職まで結びつかないというところもあります。他の区と比べて言うのはいけないかもしれませんが、江東区として、そこをどういうふうにやっていくかというのをもうちょっと、その体制がお金がないから4人だけで終わりですとか、そういうことではなくて、就労に向けて、どういうふうに対策をとっていくかを、区として、もうちょっと鮮明にされたほうがいいのではないかと思います。先日の会議でも意見を出させていただいたんですが、確かに予算の関係もあるし、限りがあるというのはわかりますが、年々、精神障害の方は増えていきますし、まして発達障害の方も増えていって、相談に非常に時間がかかるんですね。困難な方が増えているところで、では、就労に移行させるというときに、どのように対策をとるかというところでは、やっぱり、人員というのは第一義的に必要なこ

とだと思います。私どもハローワークも協力して就職を進めていきたいと思いますので、区でもぜひ前向きにご検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【新田会長】 ありがとうございます。貴重なご意見ですけど、何かございますか。

【障害者支援課長】 貴重なご意見、ありがとうございます。おっしゃるように、精神障害の方ですとか発達障害の方で就労を希望される方がかなり増えていらっしゃるという状況は把握しております。今の体制の中で精いっぱいやっているところではあるんですが、それを求めているいらっしゃる方がたくさんいるということも認識しております。すぐにというのはなかなか難しいとは思いますが、先ほど申し上げたような区として全体的に障害者の施策をどうやっていくのかということの中で考えていければと思っております。よろしくお願いいたします。

【新田会長】 ありがとうございます。ほかにご意見は。はい。

【平松委員】 先ほど、中山委員のご提案の中で、この会の持ち方について、委員同士の意見交換なり、交流なり、そういう会をぜひというお話がございました。支援課長がこれに答えなかったのは、事務局でどうこうということではないから、特に触れなかったんだとは思いますが、私も同様に、協議会として、もっと活発に議論を行われたほうがいいのではないかということは前にも申し上げてきましたが、中山委員から、お互いに交流とか、そういう場をぜひ持てないかということで、これについては、やはり、会長、副会長が答えるべき責任があるのではないかと思います。

【新田会長】 なるほど、わかりました。この会は、区の施策へ委員から意見を出す場であると思うんですけども、委員おっしゃるとおり、各地域、各団体がどのように協力し合うかというのは、区から切り離れたとしても、とても重要なことだと思うので、ぜひとも、そういう機会を持っていきたいと思います。

【平松委員】 お願いいたします。

【新田会長】 副会長、何かございますか。

【野木村副会長】 こういう会になってしまうと、行政への要望ばかりになってしまいますので、小規模でもいいんですけども、もう少し意見をまとめてという感じのほうが本来はいいんでしょうね。

【新田会長】 おっしゃるとおり、どうしても、行政へ、こうしてくれ、ああしてくれという場になってしまうんですけれども、行政から切り離して、もっと協力し合うことがあるのではないかと、そういうスタンスでもいいということによろしいですか。

【平松委員】 行政に注文することはしっかり注文して、行政がやるべきことはしっかりやってほしいというのは、もちろんあります。ただ、全て行政に注文ばかりではだめだろうと思います。ここに参加しているいろいろな団体ですとか、いろいろなところが協力してやっていくことは幾らでもあるだろうと。その1つとしては、自立支援協議会もあり、専門部会もありますが、ただ、その活動もまだまだというところもあります。やり方はいろいろあるとは思いますが、こういう形だと、皆さん、なかなか発言しにくいのかなと感じています。ふだんお会いしていると、皆さん、いろいろなご意見をお持ちなので、もうちょっと規模を小さくして、そういう会をつくっていただくと、いろいろな意見がでるのではないかと思います。ということで、区から計画案が出て、それに対して質問とか、注文とか、どうしてもそういう形になりがちなので、その辺は、ちょっと工夫が必要かなと思っています。

【新田会長】 わかりました。ありがとうございます。区が招集するという形ではないけれども、顔ぶれはこれで、自由に意見を出し合うような機会がというイメージでよろしいと思いますが……。

【平松委員】 区が招集しても、その中でまたやるということも、やる気になれば、やり方は幾らでもあるでしょう。

【新田会長】 わかりました。それにつきましては、ちょっと考えさせていただきたいと思います。

この議論で大分時間を使いましたが、それは課題として、ほかに意見、質問があったら。

【会田委員】 江東区手をつなぐ親の会の会田でございます。

細かいことで大変恐縮ですが、1点だけ確認をさせていただきたいと思います。資料2の5ページ、平成32年度の成果目標について、お伺いしたいと思います。地域生活への移行で、国の目標で9%という数字が示されて、この中で、28名という形で記載されていますけれども、この28名はどのような形で選出

するのか、よろしければ、お聞かせいただきたいと思います。

【新田会長】 これについて、お願いします。

【障害者支援課長】 こちらに記載しておる9%の中の28人というのは、これだけの人数を地域移行させたいという目標値ということで、誰を選出ということではなくて、なるべくたくさんの方、できる方に移行していただければということ目標値として定めさせていただいているので、この計画の中で誰かを選ぶといったところを推計しているということではございません。

【会田委員】 選出する28名でも30名でもよろしいんですけども、公平な形で選ばれてくるかどうかというところがちょっと疑問になりましたので、お聞きしたわけでございます。

【障害者支援課長】 まだ、とても移行できる状態ではない方を移行させるということはないかという意味合いのご質問でしょうか。

【会田委員】 はい。

【障害者支援課長】 それにつきましては、利用者の方それぞれの特性と状況を見ながら、決して、無理にということは考えてりません。地域移行できる方をきちんと見きわめた上で、十分な支援もしながら、地域移行できると判断できた方に移行していただくように考えております。

【新田会長】 よろしいでしょうか。

【会田委員】 はい。

【新田会長】 ほかにご意見ございますでしょうか。

大分時間が過ぎてしましまして申しわけありません。

それでは、この議題は、一旦、閉めさせていただきます。

議事2 江東区障害者計画等推進協議会の活動について

【新田会長】 それでは、議事2の江東区障害者計画等推進協議会の活動について、事務局から説明をお願いいたします。

【障害者支援課長】 それでは、資料3をごらんください。本協議会の今後の活動予定でございます。

委員の任期は3年となっております。最終年次には、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定が予定されております。

1年目の今年度は、第6期障害福祉計画と第2期障害児福祉計画作成のための実態調査を2年目の平成31年度にやる予定でございますが、そちらに向けての検討を行っていくということで、協議会の開催予定は2回となっております。

2年目目の31年度につきましては、実態調査を行っていくということで、3回の協議会を予定しております。

最後、32年度、3年目につきましては、実際に障害福祉計画、障害児福祉計画の策定になりますので、協議会の開催予定は4回ということで、障害者福祉計画の目標を達成するためのサービスの必要量の見込みについて定めていくこととなります。また、計画の策定に当たりましては、地域自立支援協議会と連携してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

【新田会長】 ありがとうございます。では、これにつきまして、何かご質問はございますでしょうか。

はい、どうぞ。

【平松委員】 先ほどの続きになりますけれども、区としての新しい障害福祉計画等を策定するために必要なのは、3年間で4回ということが予定されていると理解しているわけですが、先ほどの区から提案されたものについて意見を言うわけではなくてということを考えれば、この4回以外にもあってもいいのかなとも思いますし、その辺は、またここで議論されてもいいし、場合によっては会長、副会長と支援課で、この4回のほかに持ったほうがいいかどうかも含めて、少しご検討やご相談いただければと思います。

【新田会長】 ありがとうございます。個人的には、今日、随分、ご意見が出てきていると思うんですね。意見が全然出なくて、そうしようかと終わってしまうのは、やっぱりいかなものかと僕も思っているんですけれども、今日は随分ご意見をいただいて、意味あるものになりつつあるかなという気がしております、新たに別のものを企画すべきなのか、この会議自体を活性化というか、ご意見を自由に出していただく方向に運営していけばいいのかということも含めて考えさせていただくということでよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、ほかに計画について、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

では、なければ、次の議題へ進ませていただきたいと思います。

議事 3 江東区障害者計画及び第 4 期江東区障害福祉計画の実績報告について

【新田会長】 議題 3 の江東区障害者計画及び第 4 期江東区障害福祉計画の実績報告について、事務局からお願いいたします。

【障害者支援課長】 それでは、資料 4 をごらんください。議事（3）障害者計画の進捗状況及び障害福祉計画の実績報告について、ご説明いたします。

1 枚おめくりいただきまして、江東区障害者計画は、障害者基本法に基づいて、計画期間が 6 年間となっております。これから報告させていただきます障害者計画は、前年度策定した計画の進捗状況ではなくて、前期、平成 24 年 3 月に策定した進捗状況となりますので、その点、ご承知おきいただければと思います。

まず、障害者計画を構成する事業は全部で 188 事業ございます。各事業につきましては、毎年、前年度の実績調査を行いまして、進捗状況を見ていくことで、計画の進行管理を行っております。

1 枚目をおめくりいただいて、まず、計画の体系ですけれども、3つの基本理念、4つの基本目標、9つの施策の柱で構成されております。それぞれの事業の平成 29 年度実績について、順番にご説明いたしますが、事業数がかなり多いので、主要なものをピックアップして、ご説明させていただければと思います。また、平成 24 年度分は、スペースの都合上、省いておりますので、ご了承ください。

では、2 ページをごらんください。

施策の柱 1 「相談・情報提供体制の充実とコミュニケーションの支援」、(1) 相談支援及び権利擁護体制の充実についてでございます。表の見方ですが、左から順に、事業の通し番号、事業名、事業内容及び平成 22 年度実績などということで、※2 にありますように、こちらは前計画策定時の事業内容と実績値を記載しているものでございます。

事業ごとに申し上げますと、飛びまして、4 ページをごらんいただければと思います。

6 番、あんしん江東ですが、こちらは権利擁護体制の充実を図るため、平成 19 年 7 月に開設したものです。成年後見制度の利用支援事業や日常生活自立支援事業

などを行っているものでございます。

おめくりいただきまして、5ページです。

(2) 情報バリアフリー化の推進、No.8「点字広報と声の広報」では、こうとう区報の点字版を各44部、声の広報を各92部作成しております。

また飛びまして、11ページをごらんください。

(3) コミュニケーション支援の充実ということで、No.26「手話通訳者派遣」は、社会福祉協議会と東京都に依頼した派遣実績が合計2,044件でございました。

それから、また飛びまして、19ページをごらんください。

(2) 日中活動及び居住支援の充実ということで、No.61「区立生活寮リバーハウス東砂」は、平成31年1月より、新たに共同生活援助を実施し、利用者が7人、短期入所の契約者数63人、利用延べ人数40人となっております。

さらに飛びまして、39ページをごらんください。

施策の柱4「ユニバーサルデザインの視点による生活環境の改善」、(1) やさしいまちづくりの推進ということで、No.121「ユニバーサルデザイン推進事業」は、区民、区の職員が参加したユニバーサルデザインまちづくりワークショップを8回開催しております。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、ボランティア意識の向上の取り組みを、障害者や外国人の方、多様な視点から検討を実施いたしました。また、子供たちの意識向上を図る小学校での出前講座についても、23回実施しております。

また飛びまして、45ページです。

(2) 雇用・就労の場の確保、No.135「障害者雇用に関する企業の理解促進」からNo.138「ジョブコーチ支援」を活用することで、No.139の「江東区障害者就労・生活支援センター」を通じて、実績としては81人ということでございました。

また1枚おめくりいただきまして、46ページです。

施策の柱6「地域活動の支援」ということで、(1) 生涯学習・スポーツクラブ・文化活動の支援、No.141「知的障害者学習支援事業エンジョイクラブ」につきましては、学校教育を修了した軽度の知的障害がある就労者を対象といたしまして、余暇活動に必要な一般教養、スポーツ等の機会を提供し、学習活動を支援しております。

また飛びまして、51ページです。

(2)療育・保育・就学前教育の充実ということで、No.156「障害児発達支援事業」は、いわゆるC o C oで専門的な相談ですとか療育を行うものですが、年々、増加傾向にあります。

また、57ページ、施策の柱8「区民の理解と共感の醸成」ということで、啓発・広報活動の推進、No.175「障害者福祉大会の開催」でございまして。毎年12月に、ティアラ江東で開催しておりまして、皆さん、楽しみにいただいているイベントで、毎回、盛況に実施をさせていただいているところでございます。

61ページ、施策の柱9「安全・安心な地域生活環境の整備」でございまして。(2)地域の支えあいの推進、No.186「江東ボランティアセンターの運営」につきましては、社会福祉協議会で実施している事業で、ボランティア登録数は、個人が4,702名、団体が99団体となっております。

以上、主な事業の平成29年度の実績について、ご説明いたしました。全体を通して、件数等については増加傾向にあるといえると思います。

引き続きまして、江東区障害福祉計画の実績報告について、ご報告したいと思います。資料5をごらんいただければと思います。

障害福祉計画は、障害福祉サービス等の確保について、3年を1期として定めた計画になります。平成27年3月に策定いたしました第4期計画の実績報告になりますので、資料5の1枚目をおめくりいただければと思います。

1ページ目、障害福祉サービス等の実績報告でございまして。障害福祉サービスにつきまして、訪問系や居住系など、各体系別に分類して整理しております。まず、訪問系サービスですが、居宅介護、いわゆるヘルパー派遣など、5つのサービスがございまして。表の見方ですけれども、左側からサービスの種類、平成27年度から29年度にわたって、それぞれの当初サービス見込み量、実績に当たる平均値、達成率となっております。平均値は、平成27年度の年間の実績を月ごとに平均化した数値を掲載しております。また、数値は延べの数となっております。

訪問系サービス全体の実績は、達成率が99.6%、103.6%ということで、おおむね計画どおりの実績でございました。

次に、日中活動系サービスですが、生活介護、就労継続支援など、次のページにわたりまして、9つのサービスがございまして。特徴としましては、生活介護、就労

継続支援A型、短期入所の福祉型と医療型の数値が伸びております。

次に、居住系サービスになりますが、共同生活介護・共同生活援助は87.2%、施設入所支援は104.5%となっております。

また、3ページ、相談支援でございます。計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の3つのサービスがございますが、従来は多くがセルフプランでの対応ということもあり、実績が低かったところですが、少しずつ増加しているところでございます。

次に、児童福祉法のサービスでございます。児童発達支援は、達成率141.3%、放課後等デイサービスは達成率186.2%と、計画値を大幅に上回る実績でございました。

続きまして、4ページです。

地域生活支援事業でございますが、地域で生活する障害者のニーズを踏まえて、地域の実情に応じた柔軟な事業形態で区が主体となって実施する事業でございます。

(1) 理解促進研修・啓発事業につきましては、障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で、社会的障壁を除去するために、障害者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて、地域住民への働きかけを強化することによって、共生社会の実現を図ることを目的とした事業となっております。

(2) 自発的活動支援事業につきましては、障害者等が自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者やそのご家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することによって、共生社会の実現を図ることを目的とした事業でございます。

(3) 相談支援事業は、障害者支援課や地域活動支援センターなどでの一般的な相談支援のほか、自立支援協議会の設置なども含まれております。

(4) 成年後見制度利用支援事業ですが、こちらは障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が必要と認められる知的障害者または精神障害者の方に対して、制度利用を支援するものでございます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業は、親族や弁護士などの後見人が得られない場合、法人後見人、社会後見型後見人の法人後見監督を受任することによって、権利擁護を図ることを目的としております。区では、社会福祉協議会に対し、法人後見等事業に係る諸経費の補助を行っているところでございます。

(6) 意思疎通支援事業は、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、意思疎通の円滑化を図る事業でございます。

(7) 日常生活用具給付事業は、3種類ございますが、全てが計画見込みを上回る達成率でございました。

(8) 手話奉仕員養成研修事業は、達成率91%でございました。

5ページ、(9) 移動支援事業は、屋外での移動が困難な方に、外出のための支援を行う事業でございます。計画値を上回る実績がありまして、年々、利用者が増加しております。

(10) 地域活動支援センターの実施箇所、4カ所でございますが、ステップ、ウィル・オアシス、ロータス、障害者福祉センターとなっております。

(11) その他の事業につきましては、訪問入浴サービス事業が89.3%、更生訓練費給付事業が192.9%、点字・声の広報等発行事業は計画値の約9割の実績となっております。

6ページからの資料につきましては、本年4月現在の区内の障害者施設の一覧になってございます。

1番から47番までが障害者の方が日中活動を行う施設、48番から86番までが障害児の方のための施設、87番から89番までが地域活動支援センターとなっております。

駆け足で申しわけございません。説明は以上となります。

【新田会長】 ありがとうございます。ここまで何かご意見、ご質問はございますか。

はい、どうぞ。

【服部委員】 資料4のNo.141「知的障害者学習支援事業エンジョイ・クラブ」、軽度の人と書いてあるんですけど、重度の人を対象とした事業はないのですか。

【障害者支援課長】 エンジョイ・クラブにつきましては、軽度の方を対象としておりまして、スポーツですとかレクリエーション、一般教養等を行う事業となっております。現時点で重度の方を対象としたエンジョイ・クラブのような事業は行っておりません。

【服部委員】 大人になると、重度の方の行き場所がなくなるという話を聞いたことがあるので、軽度だけではなく、重度の子もスポーツとかはしたいと思うので、

重度の方のそういう教室も設けていただけたらいいなと思います。

【新田会長】 ありがとうございます。さまざまな方が参加できる機会を設けていただくように努力していただきたいということでよろしいでしょうか。軽度だけとなると問題もあるかと思うので、検討していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

ほかに何か。はい、どうぞ。

【服部委員】 その下の障害者水泳教室ですけど、今、当日に電話しないと参加がいっぱいになってしまうぐらい、すごい人気になっていますので、もっと日数を増やしていただけたらいいなと思います。無料でなくても、有料になってもいいので、江東区内にそういう教室があると、いいなと思っています。

【新田会長】 これにつきましては何か。はい、お願いします。

【スポーツ振興課長】 スポーツ振興課長です。

今のご要望につきましては、区内のスポーツセンター、5つのプールがございまして、その中で定期的に行っていております。需要が増えているのは事実で、今、健康スポーツ公社とも障害者スポーツの推進というのをやっていますので、その辺のところは検討させていただいて、できる限り多くの方に参加していただけるように配慮していきたいと考えています。

【新田会長】 よろしいでしょうか。

【服部委員】 いいですか。さざんかカードというのがあると書いてあるんですけど、185番です。これ、よく知らなかったんですけど、手帳とかをもらいに行った時点で、こういうのがあったら、紹介していただけたらいいのかなと思います。あと、ヘルプカードも、今、認知度が低くて、区内でも配るところを増やしていただけたら、もっと認知度が増えて助かる人たちがいっぱいいるのかなと思うので、限られた場所ではなくて、どこでもそれが受け取れるような体制もつくっていただけたらいいなと思います。

【新田会長】 よろしいでしょうか。それについては検討していただくということでしょうか。

【障害者支援課長】 実は、さざんかカードの事業は終了しているんですけども、ただ、皆様への広報というか、どういうふうにお知らせするかというのは、なるべく皆様に知っていただけるような形の工夫は考えていきたいと思っております。

また、ヘルプカードにつきましても、配られているところが限られていてというところで、障害者支援課にもお問い合わせはよくいただくので、そちらについても、障害者支援課としても考えていきたいと思っております。貴重なご意見、ありがとうございます。

【新田会長】 ありがとうございます。

【服部委員】 私、る一くるを見に行ったことがあるんですけど、東京都がやっているKURUMIRUも見に行ったんです。る一くるとKURUMIRUの展示の仕方が全然違って、KURUMIRUみたいにおしゃれにしていたら、もっとみんなが見ると思うんですよ。る一くるをもうちょっとおしゃれに、もっと展示を見やすくしていただけたら、見ないと、みんな買わないと思うんです。スルーされてしまったら、せっかく商品があっても意味がないと思うんです。買っていたくための商品なので、みんなが、ぱっと見て、あれ何だろうと思っのぞきに行く、そういうふうに店舗を変えていくように考えていただけたらいいなと思います。あと、せっかく江東区でオリンピックとかパラリンピックがあるので、お土産にできるような商品を作業所とかでつくっていったらいいのではないのかなと。そうしたら、そういうところの資金にもなりますし、せっかくの機会ですので、そういうのがあるといいなと思っています。ありがとうございました。

【新田会長】 ありがとうございます。それにつきましては、ご意見として検討していただくということでよろしいですかね。

はい、お願いします。

それでは、平松委員。

【平松委員】 実績なので、確認だけ。資料5の障害福祉計画の実績報告の4ページ、(3)のイの基幹相談支援センター等機能強化事業ということで、27年度から、実施が有、有、有となっているんですけども、基幹相談支援センター自体は、まだできていない。計画があるから有なのか、それとも「等」でそれ以外のことを指しているのか、これだと基幹相談支援センターが既に27年度からあるように誤解しやすいので、この有は何を意味するのかということだけ確認させていただければ。

【新田会長】 はい。では、その点、回答をお願いします。

【障害者支援課長】 こちらの実績につきましては、障害者支援課に保健師を配

置しておりまして、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置して、相談支援事業、事業者等に対する専門的な指導、助言を行わせていただいているという意味合いでございます。

【新田会長】 よろしいですか。

【平松委員】 わかりました。

【新田会長】 ありがとうございます。

それでは、ほかにご意見、よろしいでしょうか。はい。

【服部委員】 何度もすみません。保育所等訪問支援ですけど、現状が3年生まで、すごく中途半端で、どうして3年生で終わってしまうのかなと思います。義務教育の間はあったらいいのではないかなと思うんですが。

【新田会長】 ありがとうございます。その点何か。

【田村委員】 これも新しい法ができて、そこでやり出して、私どもの塩浜CoCoで実施しております。運営規程を作成する現時点の段階で、一体、この事業をどのくらい使ってもらえるだろうかというところで、まず、幼児だけの支援施設だったものが小学校の期間もということで、少なくとも低学年で支援が必要なお子さんが通常学級やその他の支援学校にも行っていて、その段階で小学校3年生までのサービス量で職員配置も決めました。実際にやっていく中で、実は小学校段階での希望者が非常に増えてきている状況、そして、小学校3年生までと言っておりますが、例外的には5、6年生まで、運営上やっておりますので、また改めて規約の見直し、職員配置の見直しは、今後必要かと思っております。

以上です。

【新田会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご意見ございますか。

なければ、次の議題へ移らせていただきます。

議事4 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例について

【新田会長】 次に、議事（4）東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例について、事務局から説明をお願いいたします。

【障害者支援課長】 それでは、資料6をごらんください。ホチキスどめになっておりまして、2ページ以降が条例の本文となっております。

東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例でございますが、今年の6月に、第2回定例会で可決、成立いたしまして、10月1日施行予定となっております。

概要についてまとめたものが1枚目の資料になっておりますので、それに沿ってご説明いたします。

まず目的ですが、障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、東京都、都民及び事業者の責務を明らかにするとともに、相談及び紛争の防止または解決のための体制の整備並びに啓発の実施に関し必要な事項を定めることにより、障害を理由とする差別を解消し、もって共生社会の実現に寄与することを目的としているとされております。

基本理念は5つございまして、全ての都民は、障害の有無にかかわらず、基本的人権を共有するかけがえのない個人として尊重されること。全ての障害者は、社会を構成する一員として、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。全ての障害者は、可能な限り、意思疎通のための手段についての選択と機会が確保され、情報の取得、利用手段の選択の機会拡大が図られること。全ての障害者は、性別、年齢等による複合的な原因により、特に困難な状況に置かれている場合には、その状況に応じた適切な配慮がなされること。障害を理由とする差別の解消は、全ての都民の相互理解を進め、障害理解を深めることを基本として進めることとされております。

この条例の主なポイントですが、1つは、合理的配慮の提供の義務化でございます。障害者差別解消法、法律は民間事業者の合理的配慮につきましては努力義務とされておりましたが、この都条例においては、義務とされております。

2つ目として、広域支援相談員の設置というのがございます。東京都は、障害者やその家族等からの相談に応じるとともに、区市町村における相談の解決を支援するため、必要な助言、調査、情報の提供及び関係者間の調整を行う広域支援相談員を設置するということになっております。

それからあっせんについてですが、こういった相談について、広域支援相談員が対応しても解決が見込めない場合は、紛争解決のために必要なあっせんを求めることができること定められております。知事は、事実調査の上、都民への影響が大きい事案であり、必要と認められるときには、東京都障害を理由とする差別解消のため

の調整委員会にあっせんを付託して、必要な措置を講ずるように勧告を求めることができるということでございます。

以上が東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例についての概要のご説明となります。

【新田会長】 ありがとうございます。この点につきまして、ご意見、ご質問ございますか。

東京都の条例の概要ということですので、もしご質問等があればですけども、なければ、ご理解いただいたということでよろしいかなと思います。

7 閉会

【新田会長】 それでは、大分時間が押してしまいましたが、意見も出尽くしたようなので、以上で本日の議事は全て終了となります。進行の不手際、申しわけありませんでした。

今回は、いつもよりいろいろなご意見が出て、それはよかったと思っています。平松委員がおっしゃるとおり、私もこの会議がもっとさまざまな立場の皆様からご意見が出る場になっていけばよいと思っておりますので、ぜひとも発言していただければと思います。

次回の計画推進協議会は、2月13日の開催を予定しております。日程が迫りましたら、また改めて通知申し上げますので、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。いろいろなご意見があると思いますが、皆様のご意見が活発に出る場としてこの会議を運営していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

はい。

【加藤委員】 終了間際に済みません。今回初めて参加させていただいたんですが、平松委員がおっしゃっていた、最初から参加されていても、いまいち進捗の実態が見えないというあたりの話を、ぜひ、いろいろな方からお聞きしたいと強く思っています。もし会長と副会長でお決めいただけるのであれば、この委員の方々の連絡をネットワーク化して、次、2月13日にまた会するよりも、必要なお話をぜひ聞かせていただきたいので、ネットワークの構築をさせていただくことを許可いただければと思います。

【障害者支援課長】 貴重なご意見として承りました。一旦、事務局で検討させ

ていただきます。個々のご意見もあると思いますので、その上で、またご相談させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【新田会長】 ご意見は確かに伺いましたので、どのような方法が一番いいのか、事務局とも考えさせていただいて、進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会とさせていただきます。長時間にわたって、どうもありがとうございました。

— 了 —